

# 湖南省景観計画策定の考え方

## ■全体はこれまでと同様、野洲川及び国道1号バイパス周辺を重点地区として設定

- 市域全体（重点地区を除く）については、滋賀県景観計画の内容を引き継ぎます。つまり、景観に関する制限は、これまでと変わりません。
- 市独自の重点地区として野洲川及び国道1号バイパス周辺を設定し、良好な景観づくりを実現するため、必要な制限を導入します。



※重点地区候補地は、良好な景観づくりに対する地域の理解促進に継続的に努め、行為の制限に対する一定の理解が得られた段階で、重点地区として景観計画に追加します。



## 重点地区(野洲川及び国道1号バイパス周辺)の景観づくりの考え方

### 野洲川及び国道1号バイパス周辺の景観づくりの方針

#### (1)景観づくりの方向性

##### 【清々しい野洲川、のどかな田園、美しい山並みが心に刻まれる景観づくり】

- ・ 市域の中央部を琵琶湖に向かって流れ、水と緑の潤い豊かなオープンスペースである野洲川に市民が積極的に親しむことができる景観づくりを目指します。
- ・ 広域交通を担う国道1号バイパスを利用する人々に沿道の優良農地の広がり、南北の山並みの美しさを印象付け、湖南市のイメージを高める景観づくりを目指します。

##### 【美観の維持や修景に込められた市民の心意気が伝わる温かみのある景観づくり】

- ・ 野洲川の河川敷空間を利用した公園や堤防空間において、市民の積極的な参画による植樹や花壇づくり、美観維持活動などを通じて、潤い豊かで“ほっ”と心がやすらぐ景観づくりを目指します。
- ・ 山並みや農地など自然的景観を守ることと合わせ、新たに整備される市街地や交差点部などにおいて心に響く景観づくりを目指します。

#### (2)重点地区としてきめ細かな制限を導入する区域の考え方

- ・ 景観計画による行為の制限は、建築行為などをする際の景観に関する基準を設定することにより行われます。(建築行為そのものを禁じたり、山林や農地そのものを保全することは、他の法律の役割です)
- ・ よりきめ細かな制限を導入する区域は、野洲川の堤防や河川敷からの眺望、国道1号バイパスを通過する際の眺望を守り、育むことを考慮し、建築物等の景観を誘導すべきと考えられる範囲を設定します。

河川、道路は、周辺景観との調和に配慮した整備や管理が行われるよう、景観重要公共施設として位置づけることについて、管理者と協議を進めます。

将来的に屋外広告物法に基づく条例を策定し、市独自の基準による許可制度に取り組むことを前提に、屋外広告物の制限に関する基本方針を景観計画に定めます。





